

○医薬品等輸入監視要領における医療従事者個人輸入の取扱いについて

(平成17年4月15日)

(事務連絡)

(関東信越(近畿)厚生局薬事監視専門官あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課通知)

医薬品等輸入監視につきましては、医薬品等輸入監視要領(平成17年3月31日付け薬食発第0331002号医薬食品局長通知)に基づき実施しているところではありますが、今般、医療従事者個人輸入については、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

医薬品等輸入監視要領中、5(2)オの医療従事者については、自己の患者の疾病の診断又は治療を行う者として、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許及び柔道整復師免許を持つ者についても含まれることとする。

従って、これらの者が自己の責任のもと、自己の患者の施術に供するために必要な医療機器を個人輸入する場合も、5(2)オに従った手続きにより免許証(写)等を確認するとともに、国内で市販されている医療機器では使用できない理由、輸入される医療機器を使用しなくてはならない理由、輸入数量の必要性について、必要理由書により十分確認すること。